

No	応募要領の項目	質問内容	質問回答
1	7. 補助事業における補助対象経費 事業費(役務費)	事業において、製品開発等を行う場合、開発に係る経費や試作品の製作費は補助対象経費となるか。 補助対象経費となる場合は、費目をご教示いただきたい。	<p>補助対象経費になり得ます。 費目については、発注方法によって異なる場合があります。また、数量等は必要最低限となります。</p> <p>(費目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デザインから製作まで一括して1者に発注する場合は委託料</li> <li>・個別に発注する場合、デザイン料は役務費、製造は委託料 など</li> </ul> <p>なお、実際に補助金の交付(確定)を受けられるのは、事業完了後の検査において、適正と認められた経費に限ります。証拠書類(証憑等)や手続き(相見積りや入札等による価格の適正化等)等の確認の結果、適正と認められない場合は、交付できないことがありますのでご注意ください。</p>
2	7. 補助事業における補助対象経費 事業費(使用料及び賃借料)	事業の実施にあたり、テナント(物件)の賃借が必要な場合、賃料(家賃)や保証金も補助対象経費となるか。	<p>賃料(家賃)については、補助対象経費になり得ます。 保証料、敷金、仲介手数料については、補助対象経費になり得ません。 なお、賃料(家賃)であっても、従前から賃借している物件等の場合は、補助対象経費になり得ません。</p>